			経済産業大臣）による当該調査票の取集に応じ、及び調査員（ただし、指定地域においては総務大臣及び経済産業大臣）の質問に答えること若しくは市町村長に当該調査票を提出すること。
三　第十条第一項の表三の項第一欄に掲げる調査事業所	三の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所の事業主	三の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業に関する調査事項及び同欄に掲げる調査事業所に関する調査事項	三の項第二欄に掲げる事業主の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて総務大臣及び経済産業大臣の使用に係る電子計算機に識別符号を用いて調査事項に係る情報を送信すること又は調査票に記入し、市長に当該調査票を提出すること。
四　第十条第一項の表四の項第一欄に掲げる調査事業所	四の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所の事業主	四の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業に関する調査事項及び同欄に掲げる調査事業所に関する調査事項	四の項第二欄に掲げる事業主の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて総務大臣及び経済産業大臣の使用に係る電子計算機に識別符号を用いて調査事項に係る情報を送信すること又は調査票に記入し、都道府県知事に当該調査票を提出すること。
五　第十条第一項の表五の項第一欄に掲げる調査事業所を有する	五の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業等に関する調査事項及び同欄に掲	五の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業に関する調査事項及び同欄に掲げる調査事業所に関する調査事項	五の項第二欄に掲げる事業主の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて総務大

			調査票に記入し、市長に当該調査票を提出すること。
二　第十条第一項の表二の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所の事業主	二の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業に関する調査事項及び同欄に掲げる調査事業所に関する調査事項	調査票に記入し、市長に当該調査票を提出すること。
三　第十条第一項の表三の項第一欄に掲げる調査事業所の事業主	三の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業に関する調査事項及び三の項第二欄に掲げる事業主が管理する調査事業所に関する調査事項	調査票に記入し、都道府県知事に当該調査票を提出すること。
四　第十条第一項の表四の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所の事業主	四の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業に関する調査事項及び同欄に掲げる調査事業所に関する調査事項	調査票に記入し、都道府県知事に当該調査票を提出すること。
五　第十条第一項の表五の項第一欄に掲げる調査事業所の事業主	五の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業に関する調査事項及び五の項第二欄に掲げる事業主が管理する調査事業所に関する調査事項	調査票に記入し、都道府県知事に当該調査票を提出すること。
六　第十条第一項の表六の項第一欄に掲げる調査事業所を有す	六の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業に関する調査事項及び同欄に掲げ	調査票に記入し、総務大臣及び経済産業大臣に当該調査票を提出すること。